

令和 5 年度第 1 回幕別町人・農地プラン検討会

(地域計画策定に係る協議の場 (1 回目))

日時 令和 6 年 3 月 26 日 (火) 午前 10 時

場所 幕別町農業担い手支援センター研修室

[会議次第]

1 開 会

2 議 件

- (1) 議案第 1 号 幕別町人・農地プランの内容更新について

3 その他

- (1) 地域計画策定の進捗状況について

4 閉 会

幕別町人・農地プラン検討会委員名簿

任期 委嘱の日からR7.3.29まで

委員 役職	氏名	選任区分	関係機関・団体名	役職名
会長	松本 誠	規則第3条第1号	幕別町農業委員会	会長職務代理者
副会長	佐藤 悦啓	規則第3条第7号	ゆとりみらい21推進協議会 営農環境対策専門部会	部会長
委員	安部 史郎	規則第3条第2号	幕別町農業協同組合	営農部長
	西田 靖昭	規則第3条第3号	札内農業協同組合	金融部長
	佐瀬 一文	規則第3条第4号	忠類農業協同組合	営農部長
	池田 英樹	規則第3条第5号	帯広大正農業協同組合	営農振興部長
	山田あけみ	規則第3条第6号	幕別町農業協同組合女性部	部長
	伊東 考子	規則第3条第6号	札内農業協同組合女性部	部長
	牧野志津江	規則第3条第6号	帯広大正農業協同組合女性部	

議案第 1 号

幕別町人・農地プランの内容更新について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）改正附則第 11 条第 1 項の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項の規定に基づき、幕別町人・農地プランを次のとおり更新する。

実質化された人・農地プラン

対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
幕別地区（幕別集落）	令和3年2月24日作成 令和4年3月29日更新 令和5年3月30日更新	令和6年3月26日

1 対象地区の状況

①地区内の耕地面積		12, 635. 20ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		11, 482. 84ha
③地区内における65歳以上の農業者の耕作面積の合計		2, 106. 09ha
i	うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	757. 21ha
ii	うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	596. 78ha
iii	うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	752. 10ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		915. 00ha
⑤地区内における地域の中心経営体の状況	個 人	213経営体
	法 人	30経営体
(備考)		

2 対象地区の課題

今のところ、担い手は十分確保されているが、意向調査では、65歳以上の担い手の耕作面積が2,106.09haと地区内耕作面積の16.7%となっていることから、今後5年、10年先を見据えて、後継者の確保及び地区内の中心経営体等による農地の受け手の確保が必要である。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安定的な農業経営を維持していくために、地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

畑作と酪農を中心に多様な農業がバランスよく展開されている現状を維持しつつ、今後、農業人口の減少に伴う遊休農地の発生が懸念されることから、公益財団法人幕別町農業振興公社が行う農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業を活用し、地区内の中心経営体への農地の利用集積を進め、効率的な農地利用を図るとともに、高付加価値化や新規就農者の確保の取り組みを進め、更なる地域農業の発展を目指す。
--

実質化された人・農地プラン

対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
札内地区（札内集落）	令和3年2月24日作成 令和4年3月29日更新 令和5年3月30日更新	令和6年3月26日

1 対象地区の状況

①地区内の耕地面積		3, 670. 62ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		3, 102. 89ha
③地区内における65歳以上の農業者の耕作面積の合計		689. 48ha
i	うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	27. 62ha
ii	うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	237. 99ha
iii	うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	423. 87ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		400. 00ha
⑤地区内における地域の中心経営体の状況	個 人	106経営体
	法 人	12経営体
(備考)		

2 対象地区の課題

今のところ、担い手は十分確保されているが、意向調査では、65歳以上の担い手の耕作面積が689.48haと地区内耕作面積の18.8%となっていることから、今後5年、10年先を見据えて、後継者の確保及び地区内の中心経営体等による農地の受け手の確保が必要である。
--

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安定的な農業経営を維持していくために、地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

畑作と酪農を中心に多様な農業がバランスよく展開されている現状を維持しつつ、今後、農業人口の減少に伴う遊休農地の発生が懸念されることから、公益財団法人幕別町農業振興公社が行う農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業を活用し、地区内の中心経営体への農地の利用集積を進め、効率的な農地利用を図るとともに、高付加価値化や新規就農者の確保の取り組みを進め、更なる地域農業の発展を目指す。
--

実質化された人・農地プラン

対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
忠類地区（忠類集落）	令和3年2月24日作成 令和4年3月29日更新 令和5年3月30日更新	令和6年3月26日

1 対象地区の状況

①地区内の耕地面積		4,759.30ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		4,396.71ha
③地区内における65歳以上の農業者の耕作面積の合計		141.88ha
i	うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	17.29ha
ii	うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	82.62ha
iii	うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	41.97ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		208.80ha
⑤地区内における地域の中心経営体の状況	個 人	44経営体
	法 人	22経営体
(備考)		

2 対象地区の課題

今のところ、担い手は十分確保されており、意向調査では、65歳以上の担い手の耕作面積が141.88haと地区内耕作面積の3.0%であることから、経営移譲や法人化による規模拡大が進んでいる傾向にあるが、今後5年、10年先を見据えて、後継者の確保及び地区内の中心経営体等による農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安定的な農業経営を維持していくために、地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

畑作と酪農を中心に多様な農業がバランスよく展開されている現状を維持しつつ、今後、農業人口の減少に伴う遊休農地の発生が懸念されることから、公益財団法人幕別町農業振興公社が行う農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業を活用し、地区内の中心経営体への農地の利用集積を進め、効率的な農地利用を図るとともに、高付加価値化や新規就農者の確保の取り組みを進め、更なる地域農業の発展を目指す。
--

実質化された人・農地プラン

対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
帯広大正地区（帯広大正集落）	令和3年2月24日作成 令和4年3月29日更新 令和5年3月30日更新	令和6年3月26日

1 対象地区の状況

①地区内の耕地面積		1, 434. 88ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		1, 158. 44ha
③地区内における65歳以上の農業者の耕作面積の合計		107. 23ha
i	うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	19. 61ha
ii	うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	20. 82ha
iii	うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	66. 80ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		205. 80ha
⑤地区内における地域の中心経営体の状況	個 人	45経営体
	法 人	4経営体
(備考)		

2 対象地区の課題

今のところ、担い手は十分確保されているが、意向調査では、65歳以上の担い手の耕作面積が107.23haと地区内耕作面積の7.5%となっていることから、今後5年、10年先を見据えて、後継者の確保及び地区内の中心経営体等による農地の受け手の確保が必要である。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

安定的な農業経営を維持していくために、地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

畑作と酪農を中心に多様な農業がバランスよく展開されている現状を維持しつつ、今後、農業人口の減少に伴う遊休農地の発生が懸念されることから、公益財団法人幕別町農業振興公社が行う農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業を活用し、地区内の中心経営体への農地の利用集積を進め、効率的な農地利用を図るとともに、高付加価値化や新規就農者の確保の取り組みを進め、更なる地域農業の発展を目指す。
--

【参考】 4 地区の合計

①地区内の耕地面積		22, 500. 00ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		20, 140. 88ha
③地区内における65歳以上の農業者の耕作面積の合計		3, 044. 68ha
i	うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	821. 73ha
ii	うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	938. 21ha
iii	うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1, 284. 74ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		1, 729. 60ha
⑤地区内における地域の中心経営体の状況	個 人	408経営体
	法 人	68経営体
(備考)		

現在の人・農地プランの区域の全部又は一部の区域であって既に実質化していると判断する地区

令和6年3月26日時点

対象地区名	区域内農地面積 (ha)	近い将来の農地の受け手①		近い将来の農地の出し手②		①及び②の面積合計 (ha)	備考 (実質化率)
		中心経営体数	現状の経営面積合計 (ha)	農業者数	貸付等予定面積合計 (ha)		
幕別地区	12,635	243	11,483	11	217	11,700	92.6
札内地区	3,671	118	3,103	4	49	3,152	85.9
忠類地区	4,759	66	4,397	5	216	4,613	96.9
帯広大正地区	1,435	49	1,158	0	0	1,158	80.7
計	22,500	476	20,141	20	482	20,623	91.7

令和 5 年度第 1 回 別町人・農地プラン検討会

(地域計画策定に係る協議の場 (1 回目))

議 案 説 明 資 料

議案第 1 号説明資料	・ ・ ・ ・ ・	1 ～ 3
その他	・ ・ ・ ・ ・	4 ～ 11

幕別町人・農地プランの実質化について

1 人・農地プランとは

人・農地プランは、農業者の話し合いに基づき、地域農業における中心経営体や地域における農業の将来の在り方などを明確化する未来の設計図になります。

農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号。以下「改正法」という。）が令和元年5月24日に公布され、改正法の施行により、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）、農地法（昭和27年法律第229号）等が改正されたことに伴い、今後の人・農地プラン作成にあたっては、地域の特性に応じて、市町村、農業委員会、農業協同組合、普及センターなどの地域のコーディネーター役を担う組織と農地中間管理機構が一体となって推進する体制をつくり、人・農地プランを核に農地の利用集積・集約化を一体的に推進していくことで、人・農地プランの実質化を目指すことになります。

2 人・農地プランの実質化について

(1) 人・農地プランの実質化に取り組むこととなった背景

人・農地プランは、平成26年の農地中間管理事業の推進に関する法律制定時に、農地中間管理事業の円滑な推進を図るための手段として法律上位置づけられたところです。

現在、全国の9割以上の市町村において、約1万5千のプランが作成されていますが、プランの中には、農地の出し手が記載されていないものが半数を占めるなど、地域の話し合いに基づくものとは言い難いものもあると国では認識されています。

このため、人・農地プランを真に話し合いに基づくものにする観点から、市町村、農業委員会などの地域の関係者の参加の下で、アンケートや地図を活用し、地域の話し合いにおいて、農業者が地域の現況と将来の地域の課題を関係者で共有することにより、今後の農地利用を担う経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成につなげていくために、所要の見直しが行われたところです。

(2) 実質化された人・農地プランの要件

次の①から③までの地域の話し合いのプロセスを一つ一つステップを踏んで作成された人・農地プランを「実質化された人・農地プラン」とします。

① アンケートの実施

対象地区の相当部分について、おおむね5年から10年後の農地利用に関するアンケート調査が行われていること。

② 現況把握

対象地区において、アンケート調査や話し合いを通じて、農業者の年齢階層別の就農や後継者の確保の状況が地図により把握されていること。

③ 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針の作成

対象地区を原則として集落ごとに細分化し、5年から10年後に農地利用を担う中心経営体に関する方針を定めること。

(3) 幕別町における人・農地プランの扱い

幕別町では、平成24年6月に農協管轄区域ごとに4つのプランを作成しましたが、令和2年4月に地域の担い手に意向調査を実施し、その調査結果をもとに全体見直しを令和3年2月に行い、人・農地プランの実質化を図りました。

なお、本来ですと地域の話し合いが求められるところではありますが、本町の担い手への集積率は95%となっており、喫緊に地域で話し合う必要性がないことから、意向調査及び本検討会において協議し、人・農地プランを作成、公表します。

意 向 調 査 結 果

1 意向調査の回収状況

区 分	幕別地区	札内地区	忠類地区	帯広大正地区	計
対象者	265	131	72	49	517
回答数	192	96	57	39	384
回答率	72.5%	73.3%	79.2%	79.6%	74.3%

2 意向調査の集計結果

(1) 経営形態について

項目	幕別		札内		忠類		帯広大正		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
個人	169	88.0%	86	89.6%	39	68.4%	36	92.3%	330	85.9%
法人	23	12.0%	10	10.4%	18	31.6%	3	7.7%	54	14.1%
計	192	100.0%	96	100.0%	57	100.0%	39	100.0%	384	100.0%

(2) 今後の経営面積について

項目	幕別		札内		忠類		帯広大正		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
現状維持	79	41.1%	42	43.8%	32	56.1%	14	35.9%	167	43.5%
規模拡大	102	53.1%	50	52.1%	20	35.1%	25	64.1%	197	51.3%
離農または縮小	11	5.7%	4	4.2%	5	8.8%	0	0.0%	20	5.2%
計	192	100.0%	96	100.0%	57	100.0%	39	100.0%	384	100.0%

(3) 農地中間管理機構の活用について

項目	幕別		札内		忠類		帯広大正		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
機構を活用して借受け	79	41.1%	43	44.8%	13	22.8%	18	46.2%	153	39.8%
機構を活用して貸付け	7	3.6%	4	4.2%	2	3.5%	0	0.0%	13	3.4%
現状維持のため活用しない	49	25.5%	29	30.2%	17	29.8%	13	33.3%	108	28.1%
町公社活用のため活用しない	26	13.5%	13	13.5%	15	26.3%	3	7.7%	57	14.8%
わからない	31	16.1%	7	7.3%	10	17.5%	5	12.8%	53	13.8%
計	192	100.0%	96	100.0%	57	100.0%	39	100.0%	384	100.0%

(4) 農業後継者について

項目	幕別		札内		忠類		帯広大正		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
すでに就農している	46	24.0%	24	25.0%	14	24.6%	11	28.2%	95	24.7%
いずれ就農する	18	9.4%	11	11.5%	1	1.8%	4	10.3%	34	8.9%
後継者はいない	73	38.0%	37	38.5%	20	35.1%	9	23.1%	139	36.2%
わからない、不明	55	28.6%	24	25.0%	22	38.6%	15	38.5%	116	30.2%
計	192	100.0%	96	100.0%	57	100.0%	39	100.0%	384	100.0%

(5) 農外からの新規就農者の必要性について

項目	幕別		札内		忠類		帯広大正		全体	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
必要	32	16.7%	14	14.6%	30	52.6%	5	12.8%	81	21.1%
今は不要だが10年後までに必要	51	26.6%	17	17.7%	13	22.8%	8	20.5%	89	23.2%
必要ではない	51	26.6%	28	29.2%	4	7.0%	10	25.6%	93	24.2%
わからない	58	30.2%	37	38.5%	10	17.5%	16	41.0%	121	31.5%
計	192	100.0%	96	100.0%	57	100.0%	39	100.0%	384	100.0%

《幕別町における地域計画について》

1 地域計画とは

令和4年の農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」）の改正により、地域の農地利用の将来像を描く「人・農地プラン」は、令和7年3月末までに地図を表して見える化する「地域計画」に移行する。

地域計画は、これまでの人・農地プランを土台に、地域との話し合いにより、誰がどのように農地を使って農業をすすめていくかを、一筆の農地ごとに具体的に把握し、10年後に目指すべき農地利用の姿（目標地図）を作成する。

目標地図は、基盤法第20条の規定により、市町村の求めにより、農業委員会が素案を作成する。

2 幕別町における地域計画

(1) 地域計画の作成の基本的な考え方

当町における農地の集積率が高いことから、目標地図における耕作者は現耕作者（ヤミ小作を除く）として設定し、農業者の意向を確認したうえで、地域との話し合いを経て、令和7年3月末までに地域計画を作成する。

また、区域設定は今までどおり4地区（幕別・札内・忠類・帯広大正）とする。

(2) 地域計画の進捗状況

令和5年8月に認定農業者及び人・農地プランに位置付けられた中心経営体507経営体に対し、地域計画に係る意向調査を実施し、2月末現在で296経営体（回収率58.4%）から回答を得たところである。

令和6年3月に「人・農地プラン検討会」で中間報告、農業委員会総会で意見交換を行い、今秋に4地区（幕別・札内・忠類・帯広大正）との話し合いを行う。

地域計画は、令和7年3月に公告できるように準備を進める。

(3) 意向調査の主な内容

- ・ 10年後の経営意向（現状維持・拡大・縮小・離農・経営移譲）
- ・ 農業後継者の有無
- ・ 新規就農者の必要性
- ・ 経営発展の考え方（発展内容と資金や制度の活用）

(4) 4地区との話し合い内容（案）

- ・ 目標地図案の確認
- ・ 地域における農業の将来のあり方等
- ・ 農地中間管理機構事業等へ移行に向けた説明会

(5) 地域計画作成に向けたスケジュール



幕別町地域計画策定に関する意向調査

幕別町経済部農業振興担当
((公財) 幕別町農業振興公社)

【調査の趣旨】

これまで意向調査や地域での話し合いを通じて、地域の農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化した未来の設計図となる「人・農地プラン」を作成・実行してきましたが、今後、高齢化や人口減少により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組が必要となっていきます。

このような中で、今までの「人・農地プラン」は令和4年5月に農業経営基盤強化促進法の改正により、10年後の農用地等の利用者を示した地図(目標地図)の作成とともに、名称を「地域計画」と変更し、令和7年3月までに作成することが法定化されました。

町では、新しい「地域計画」を策定するため、次のとおり意向調査を実施しますので、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、不明な点などがありましたら、**幕別町経済部農業振興担当((公財) 幕別町農業振興公社 Tel 0155-57-2711)**までお問い合わせください。

提出期限 令和5年12月22日(金)

※ 同封の返信用封筒によりご返信ください。

氏名・名称等 ※共同経営の場合は、連名で記入してください。				
生年月日・年齢 ※法人は、法人設立年月日を記入してください。	昭和 平成	年	月	日 (歳)
住所・所在地		電話番号		
所 属 農 協	JA 幕別町 ・ JA 札内 ・ JA 忠類 ・ JA 帯広大正 ・ その他 ・ なし			
主たる営農地域 (行政区・農事組合名等)				
作目・経営規模 ※作目・部門別欄は、主なものを記入してください。 ※作付面積・飼養頭数欄は、合計値を記入してください。	現状 [令和6年(予定)]		計画 [10年後(令和16年)]	
	作目・部門別	作付面積 (ha) 飼 養 頭 数	作目・部門別	作付面積 (ha) 飼 養 頭 数
		ha 頭		ha 頭
家族従事者数 (法人は出資者数)	名	従 業 員 数 (正規・非正規問わず)	名	
経 営 地 面 積	所有地(※)	ha ①	合計面積 ①+②	ha
	借入地	ha ②		

※経営地面積の所有地欄は、家族間での使用貸借農地を含めた面積で記入してください。

該当する番号を丸印で選択してください。[複数回答可]の設問は、該当する全ての番号を丸印で選択してください。

地域計画の策定に必要となりますので、全ての設問の回答にご協力願います。

※ 未回答の項目がある場合は、中心経営体として地域計画に掲載できませんのでご注意ください。

問1 あなたの経営形態についてお答えください。

- 1 個人（夫婦、親子等の共同経営を含む）
- 2 一戸法人
- 3 複数戸法人の構成員

問2 あなたは現在、農地を賃貸借していますか。

- 1 貸している 面積 ha
- 2 借りている 面積 ha
- 3 貸し借りしていない

問3 10年後の経営意向は、どのようにお考えですか。

- 1 現状維持 → 問6へ
- 2 経営規模を拡大する → 問4へ
- 3 離農または規模縮小する → 問5へ
- 4 経営を移譲する 経営移譲時期 年・経営委譲先

問4 問3で「2 経営規模を拡大する」と回答された方に伺います。今後10年以内に、どのような方法で、どの程度の規模拡大を考えていますか。

拡大方法	面 積
1 買いたい	ha
2 借りたい	ha

問5 問3で「3 離農または規模縮小する」と回答された方に伺います。今後10年以内に耕作を任せたいと思う農地について記入してください。

字名・地番	面積 (ha)	所有者	貸し出す相手 (希望)

※貸し出す相手が決まっていなければ空欄としてください。集計上は公募の扱いとします。

問6 農地中間管理機構の活用について伺います。

- 1 今後、農地中間管理機構を活用して、農地を借り受け、経営面積を拡大したい
- 2 今後、農地中間管理機構を活用して、農地を貸し付けたい
- 3 現状維持のため、農地中間管理機構は活用しない
- 4 幕別町農業振興公社で利用権を設定するため、農地中間管理機構は活用しない

農地中間管理機構とは

農地中間管理機構は、認定農業者等の担い手に農地集積・集約を進めるため、都道府県単位に設置された農用地の中間的受け皿となる組織です。

農地中間管理機構が所有者から農地を借り受け、担い手がまとまりのある形で利用できるよう配慮して農地の貸付けを行います。

北海道では、公益財団法人北海道農業公社が知事の指定を受けています。

問7 あなたには、農業後継者がいますか。

- 1 すでに就農している 歳
- 2 いずれ就農する 現在 歳で 年頃に就農予定
- 3 後継者はいない
- 4 わからない

問8 あなたのお住まいの地域には、農業者以外からの新規就農者が必要だと思いますか。

- 1 必要だと思う
- 2 今は必要としていないが、10年後までには必要だと思う
- 3 必要とは思わない
- 4 わからない

問9 今後のご自身の経営をどのように発展させたいとお考えですか。[複数回答可]

- 1 売上高の確保（規模拡大、増収等）
- 2 経営の複合化（新規作物導入等）
- 3 6次産業化・高付加価値化（加工、直売、新品種の導入等）
- 4 経営の低コスト化（生産コストの低減・省力化等）
- 5 経営の法人化
- 6 現状維持
- 7 その他（_____）

問10 今後のご自身の経営発展のために、どのような制度の活用をお考えですか。[複数回答可]

- 1 スーパーL資金・農業近代化資金の金利負担軽減措置
- 2 農業近代化資金保証料助成金交付事業
- 3 農用地利用効率化等支援交付金
- 4 農業次世代人材投資事業（経営開始資金）
- 5 経営継承・発展支援事業
- 6 その他（_____）

【スーパーL資金・農業近代化資金の金利負担軽減措置】

経営改善に意欲的に取り組む農業者で、目標地図に位置付けられた認定農業者が借り入れるスーパーL資金・農業近代化資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減します。

【農業近代化資金保証料助成金交付事業】

目標地図に位置付けられた認定農業者が借り入れる農業近代化資金について、農業信用基金協会の債務保証に係る全保証期間の保証料を免除するため補助金を交付します。

【農用地利用効率化等支援交付金】

目標地図に位置付けられた者等が地域の目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて、経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。また、広域に展開する農業法人等が経営の高度化に取り組むために必要な農業用機械・施設を導入する場合は補助上限額を上げます（先進的農業経営確立支援タイプ）。

【農業次世代人材投資事業（経営開始資金）】

次世代を担う農業者となることを志向する50歳未満の者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を3年以内で交付します。

【経営継承・発展支援事業】

農業の担い手の経営を継承した後継者が、経営継承後の経営発展に関する計画（販路の開拓、新品種の導入、営農の省力化等）を策定し、同計画に基づく取組を行う場合に必要となる経費を支援します。

地域計画作成に関する意向調査にご協力いただきありがとうございました。

最後に、今後の事業実施にあたり、以下の個人情報の取扱いについてよくお読みになり、「個人情報の取扱いの確認」欄（太枠内）に署名、捺印をお願いします。

個人情報の取扱いについて

幕別町は、地域計画の策定に際して得た個人情報について、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」及び関係法令に基づき、適正に管理し、地域計画の策定のために利用します。

また、幕別町は、地域計画の策定のための地域の話合いや検討会での審査・検討、国への報告等で利用するほか、次の事業等（注1）に係る交付金の交付や統計調査に利用するとともに、これらの事業等の実施のために、次の関係機関（注2）に必要最小限度内において情報提供する場合があります。

事業等 （注1）	農業次世代人材投資事業（経営開始資金）、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、担い手経営発展支援金融対策事業（スーパーL資金金利負担軽減措置）、農業信用保険支援総合事業（農業近代化資金保証料補助金交付事業）、経営継承・発展支援事業補助金、経営所得安定対策等交付金、経営所得安定対策等推進事業、農地集積・集約化対策事業、農業競争力強化農地整備事業、水利施設等保全高度化事業、農山漁村振興交付金、国営かんがい排水事業のうち国営水利システム再編事業（農地集積促進型）、水利施設等保全高度化事業、強い農業・担い手づくり総合支援交付金、持続的生産強化対策事業、鳥獣被害防止総合対策交付金、食料産業・6次産業化交付金（加工・直売の支援体制整備事業、加工・直売の推進支援事業、加工・直売施設整備事業）、農地売買等支援事業、農林水産統計調査、農業経営基盤強化促進事業、水土里情報システム事業、農地中間管理事業、農業振興地域整備計画見直し業務、農業振興に係る計画策定業務 等
関係機関 （注2）	国、北海道、幕別町、幕別町農業委員会、幕別町農業協同組合、札内農業協同組合、帯広大正農業協同組合、忠類農業協同組合、幕別町農業再生協議会、幕別町農業振興公社、農地中間管理機構（北海道農業公社）、農業共済組合、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の融資機関、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業及び担い手経営発展支援金融対策事業の事業実施主体 等

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱いについて」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

氏 名

印

※共同経営の場合は、連名で署名・押印してください。